

## 出荷制限指示後の管理の考え方

千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）において採捕されたウナギの出荷管理については、関係漁業協同組合及び関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

### 1 漁業者及び遊漁者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ウナギについて出荷制限が指示された水域においては、

- ① 所属組合員に対してウナギを出荷しないように指導するとともに、漁獲又は採捕した場合はその場で放流するよう周知すること。
- ② 遊漁者に対してウナギを採捕しないよう、また、釣り上げた場合はその場で放すよう、遊漁券の販売時やホームページ等への掲載などを通じて周知することを、文書等により指導するとともに、その他、必要な周知を図る。

### 2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているウナギを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請する。

### 3 その他

県は、茨城県と連携し、出荷制限が指示された水域のウナギについて継続的に検査を行い、実態の把握に努めるものとする。

また、その他の河川・湖沼についても同様に実態把握に努めるものとする。